



令和3年12月27日

各位

会社名 燦キャピタルマネージメント株式会社
代表者名 代表取締役社長 前田 健司
(コード番号：東証JASDAQ2134)
問合先 管理本部 総務部長 河野 美和子
(TEL. 03-6452-9626)
U R L <https://sun-capitalmanagement.co.jp>

当社に対する支払請求訴訟の取り下げ及び調停受け入れに関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、令和2年12月18日付でお知らせいたしました、当社に対する支払請求訴訟について、令和3年12月3日の大阪地方裁判所による調停の受け入れを決議し、タクトホーム株式会社（以下、タクトホーム社といたします。）が訴訟を取り下げ、当社とタクトホーム社との間で、調停が成立しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 訴訟の提起から調停に至るまでの経緯

当社は、平成30年10月29日に大阪市の不動産2物件について、タクトホーム社と売買契約を締結し、同日、代金を受領し、引渡し及び所有権移転登記を完了いたしました。

その後、タクトホーム社による当該2物件の転売活動において、同社の設定する金額以上で売却できなかつたため、当社に対して、同社の設定する金額にて当該物件の取得を要求してきました。

当社はこれを退け、タクトホーム社は支払請求の訴訟を提起いたしました。

その後、大阪地方裁判所から、当該2物件の売買契約は有効に成立しており、タクトホーム社が当社に対して主張する同社の設定する金額での当該物件の取得に係る支払請求権はなく、訴えを取り下げるとともに、取引が行われた当時、両社がインバウンド需要を見込んで利益を上げていくことを合意して進めた案件であることを前提として、タクトホーム社が購入した当該物件が、コロナ禍によるインバウンド需要の激減で、現時点での実質的な評価で含み損が見込まれる状況にあること、一方当社は、当該不動産取引による利益を上げていることを勘案し、当社が536百万円を供することで、お互いに損失を負担するという内容の調停案の提示があり、受け入れることとし、本日開催の取締役会にて決議をいたしましたので、お知らせいたします。

2. 調停の年月日

令和3年12月3日

3. 調停の内容

(1) 当社は、タクトホーム社に対して536百万円の解決金を支払う。

(2) 解決金は以下のとおり分割して支払う。

① 令和3年12月：100百万円

② 令和4年4月：400百万円



Sun Capital Management Corp.

燦キャピタルマネージメント株式会社

- ③ 令和4年5月～令和7年4月：毎月1百万円
- (3) 訴訟費用及び調停費用は各自の負担とする。

4. 業績に与える影響

当社は、当該解決金536百万円に対し、令和4年3月期（令和3年4月1日～令和4年3月31日）通期連結業績において、特別損失として解決費用引当金を計上いたします。

以上